

函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則（平成31年3月22日教育委員会規則第5号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月22日教育委員会規則第5号

○函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則

平成31年3月22日教育委員会規則第5号

函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市亀田交流プラザ条例(平成31年函館市条例第22号。以下「条例」という。)第10条第3項の規定に基づき、函館市亀田交流プラザ(以下「プラザ」という。)の駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場に駐車できる自動車の範囲)

第2条 プラザの駐車場(以下「駐車場」という。)に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車ならびに小型自動車および軽自動車(側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。)で、長さが5.5メートル以下であり、幅が2メートル以下であり、および高さが2.6メートル以下であるものとする。

(供用時間および休場日)

第3条 駐車場の供用時間は、午前8時15分から午後10時30分までとする。ただし、函館市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。

2 駐車場の休場日は、1月1日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休場し、または休場日に臨時に開場することができる。

(駐車券の交付)

第4条 委員会は、条例第6条第3項の許可をしたときは、別記様式の駐車券を交付する。

(使用許可の制限)

第5条 委員会は、駐車場の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしないものとする。

(1) 発火性もしくは引火性の物品、爆発のおそれのある物品または著しく悪臭を発生している物品を積載している自動車を駐車しようとするとき。

(2) 駐車場の施設を汚損し、またはき損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(使用料の納付)

第6条 第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、駐車場から自動車を退場させる際に同条の規定により交付を受けた駐車券を提出し、条例別表第3に定める駐車場使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条第2項の市長が必要があると認めるときは、プラザの業務の遂行上駐車場に入場させる必要があるときその他これに準ずるときとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、駐車券を市長に提出し、その旨を申し出なければならない。

(使用者の禁止行為)

第8条 使用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序または風紀を乱すこと。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 駐車場の施設を汚損し、またはき損すること。

(4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあること。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 駐車中は、自動車のエンジンを停止し、窓、扉等が開かないようにすること。

(2) 積載物等の盗難を防止する措置をすること。

(3) 10キロメートル毎時を超える速度で自動車を運転しないこと。

(4) その他駐車場の係員の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第10条 委員会は、駐車場の管理上必要があると認める場合または使用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の許可を取り消し、駐車場からの自動車の退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第4条の許可を受けたとき。

(2) 第4条の許可を受けた後において、第5条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 第8条または前条の規定に違反したとき。

(駐車場の施設の汚損等の届出義務)

第11条 駐車場の施設または駐車場に駐車させている他の自動車を汚損し、き損し、または滅失した者は、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

(駐車場の施設の損害賠償)

第12条 駐車場の施設を汚損し、き損し、または滅失した者は、損傷した施設を原状に回復し、または委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害についての責任)

第13条 駐車場内における次に掲げる損害について、市は、一切その責めを負わない。

(1) 自動車の事故、盗難等による損害

(2) その他天災事変または不可抗力による損害

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第14条 指定管理者に条例第18条第2項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第10条および第11条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「別記様式の」とあるのは「別記様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(教育長への委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（表）

駐 車 券	
函 館 市 亀 田 交 流 プ ラ ザ 駐 車 場	
入場日時	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 投入 方向 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60%; display: inline-block;"> 施設使用者の方は、2時間まで無料です。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 施設使用者の方は、受付窓口で証印を受けてください。 </div>

（裏）

駐車料金のご案内	
施設使用者	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
施設使用者以外	2時間までは、200円とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
午後10時30分までに出場しなかった場合における当該時刻から翌日の午前8時15分までの間の駐車料金は、上記にかかわらず、1,000円	

注意事項

- この券は，退場の際に機械に読み取らせるので，折り曲げたり，破損したり，紛失したりしないでください。
- 当駐車場における事故，盗難については，一切責任を負いません。
- 車は，白線内に駐車させ，必ずかぎを掛けてください。